

令和5年度第2回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会 議事録

日時：令和5年9月26日（火）午後2時～3時30分

場所：豊明市総合福祉会館3階 大会議室

1. 議事

議題1 計画策定のためのアンケート調査について

前回計画等策定・推進委員会からの修正箇所

障がい福祉に関するアンケート調査結果報告について

議題2 計画の骨組みについて

目次構成（案）

国の方針

アンケート等から得られた課題

第4次豊明市障害者福祉計画の基本理念・基本目標

障害者福祉計画の施策体系

事務局： 本日は御多忙のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の司会を務めます地域福祉課の野田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、令和5年度第2回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会を始めます。

資料を御確認いただきます。委員の皆様方には事前に資料をお送りしております。まず次第、資料1、資料2-1と2-2、資料3と4となっております。もし、お持ちでない場合は予備がありますのでお知らせください。また、当日配付の資料ですが、委員名簿と席次表と第4次豊明市障害者福祉計画等（令和6年から11年度の策定について）というのも机上配付しております。

本日の会議は委員15名中、12名の御出席をいただきましたので、過半数を満たしております。会議は成立しております。

また、豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会の公開に関する指針に基づいて、会議は公開となっております。

本日の傍聴希望者はありませんでした。

本日は、計画策定支援の委託業者であります株式会社サーベイリサーチセンター名古屋事務所様が、アンケート調査、及び策定する計画の説明と議事録作成等の目的で同席しておりますので、よろしく願いいたします。

杉田様、よろしく願いいたします。

策定事業者： よろしく願いいたします。

事務局： それでは、委員長に以降をお願いいたしますので、今後の進行をお願いします。

委員長： 皆さん、こんにちは。

第1回を6月30日に開きましたが、第2回ということで、本日第2回を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

第1回では、アンケートの内容について、御意見をいただいたということで、後にも出てきますけれども、アンケートの内容を修正した内容をまた説明させていただきながら進めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

1. 議 事

議題1 計画策定のためのアンケート調査について

前回計画等策定・推進委員会からの修正箇所 障がい福祉に関するアンケート調査結果報告について

委員長： それでは、議事に入ります。

議題1でございます。計画策定のためのアンケート調査について、資料1、それから資料2-1、それから資料2-2という形で、順次それぞれの内容について、報告をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

《 説明省略 》

委員長： ありがとうございました。

ただいま、それぞれ資料1、それから資料2-1、それから2-2ということで、3点の資料を主として説明をいただきました。このアンケート調査でございますけれども、これに対しまして何か御質問、御意見ございませんか。よろしくお願いをいたします。

委員： 本当に基礎的で理解が足りないので申し訳ないのですが、障害者手帳所持者の、全体的には1,000人無作為で抽出されてはおられたのですが、全員では何人いるかということと、それから、障害者手帳、前回、3年前に比べて多少回収率が増えたのですが、45.5%、無作為の中の1,000人の45.5%、皆さん、切実に考えてみえると思うのですが、前回より上回ったといえど、少ない、概して出さない人の理由がもし分かれば教えていただきたいということと、サービス事業者は57事業者あります。前は60%台が73.7%と言われるのですが、実質サービス事業者調査というのは、サービス事業者というのはそれを専門にしているし、切実な問題なので、90%は超えたほうがいいから、何で少ないかなということと、それから、正確なデータを出したいので、途中でもう一度アンケートを見てよと、誰が出されたか分からないのでいけないのですが、出していない人は協力をお願いしたいと途中でお願いをしたらどうか、お伺いしたいです。よろしくお願いをいたします。

委員長： では、これは事務局でお願いをいたします。

事務局： まず、全体の手帳の所持者ということなのですが、身体障害者の手帳が大体2,000人ぐらいです。それで、精神の手帳をお持ちなのが大体950とかその辺りですね。あと、療育手帳が500名ほどです。今回は1,000件のうち、身体障害者手帳をお持ちの方に大体500件ほどアンケート調査しております、あとが、精神の手帳をお持ちの方が200件、療育手帳をお持ちの方が200件、障害児通所サービスを使われている方が100件ということで、1,000件調査をさせていただいております。幾つか質問があって、あと何を答えたらよかったか、もう一度教えていただいてもよろしいでしょうか。

委員： 出さない人はなぜ出せなかったのかなということと、それから、途中でアンケートにできるだけ正確なデータを出したいので、そういう再度お願いみたいなことを。誰が出されたか分からないので、全員に依頼をもう一回途中で出されたかどうかと、一番問題は、なぜ3年前と、同じ人が出したかどうか分かりませんが、無作為だから、同じ人に渡っているか当たっていないかは、それは分かりませんが、出せない理由は何でしょうかね。だから、変な話ですけど、出せない人に何らかの傾向があるのか。半分しか回収ができませんので、傾向が変わるおそれがあるので。

事務局： 期間を一応8月の1か月ということで区切らせていただいていることもありますが、それを2か月、3か月、長期間の期間を取っていただければ、もうちょっと回収率も増えたのかもしれないのですが、1か月で切らせていただいたというところで、このような回収状況になっております。今回、委員さんの意見をいただいた後、一応11月中旬頃には素案をつくらないといけないものですから、今から再度出してくださいということをやる時間的余裕がないものですから、できれば全ての人に出していただいたほうがもうちょっと精度的には上がるかと思うのですが、そこら辺のことは、今以降やるのは難しいのかなというふうに思っております。

委員： 出せなかった人の理由はなんだと思われませんか。やっぱり期間が短かったからでしょうか。

策定事業者： 出さなかった人の意見はどうだかというのが、こちらの事業所としても非常に興味があります。やっぱり意見を出したいけど出せないという状況にあるのかというようなこともあるかと思ったり、あまりそういうアンケートに御関心がなく、提出していただけないという方もおりますでしょうし、そういったところは本当に想像の世界でしかありませんので、そういった統計を一回逆に取るということもすごく有意義かなと思います。御指摘されていることは、本当に私どもとしてもぜひお伺いしたい内容かなと

いうふうに思います。

委員： 現にどういうふうに思われてみえますか。推測で出せなかった理由はいかがか。

策定事業者： 一定は無関心な層があるのは確かかなというふうには思いますし、やはり障害福祉ですとか高齢者福祉の場合はいろんな問題を抱えていて、それをアンケート調査に書いていただく、いろんな問題があるので書いていただくということがやっぱり傾向として多いです。ですので、そこまで不自由はしなくて生活もできているということだと、そこに記入しないということも考えられるので、一定の無関心層がいるというのは想像できますが、やっぱり出したくても出せないという人も中にはいると思うので、そういった人の声をどうやって聞くかというのがアンケートの限界ですし、フェース・トゥー・フェースでお話を聞くというのが、やっぱり突き詰めるそういうことになるのかなというふうに思います。

委員： ありがとうございます。

委員長： よろしいでしょうか。

今お話しいただいた中で、出したくても出せない人がいるというのは、例えばどんな状態、どういうことを言うのでしょうか。

策定事業者： 思うに、やはり障害者の方は色々な状況にあると思うので、本当はアンケートを出したいけど、その回答していることについて、なかなかアンケートを、家族の手前、出せないとか、それは高齢者福祉では実はあって、自分はこう思っているけど、アンケート、例えば介護保険のサービスをもっと使いたいけど、そういうことはなかなか書けないとか、お金の問題があったりとか、家族介護の問題があったりとかして、自分の思ったことが書けなかったりとかということがあるといふのを聞いたことがあるので、そう考えると障害福祉の中でも、自分は思っているけど書けないというようなことも実はあるんじゃないかなと思います。また、家族の方、御自身で書けない方ももちろんいらっしゃるんで、そういった方の代わりに、家族の方がうまくその意見をこのアンケート載せて出せていないのかなというところも、もしかしてあるのかなというのはいいます。

委員： 例えば障害者手帳をお持ちの方で書けない方は、周りの家族や周りにみえる方が書かれて、本人が書かれるケースは少ないのじゃないでしょうか。そういうことはないですか。

事務局： 身体障害者の場合ですと、自分が自ら書ける方、もしかしたらいらっしゃるのかもしれないですけども、やはり知的の方は御両親がチェックをされて、文書を見てお答え

される方は多いかと思えますけれども、ただ、まずは市役所の文書を開けていただくことが一番私たちの願いなのですけれども、なかなか文字も多いですし、開けても、後からやろうかとか、そういうふうで、なかなか回収率が上がらないというのはあります。ただ、アンケートというのは3割ぐらいがあれば大体の目安というか、回収率が3割程度ということを知っているの、少しそれよりは上回っているのかなというふうに関心を持っております。やはり回収をしたいという思いと、なかなか回収率が上がらないというのはアンケートの問題かなというふうで思っております。

委員長： ありがとうございます。

どうでしょうか。そのほかでの御意見、御質問ございましたら。よろしいでしょうか。どうぞ。

委員： お伝えだけと思ひまして、資料2-1の7ページですが、⑤に難病（特定疾患）とあります。以前は保健所のほうで、難病の方の医療費の控除は特定疾患という名前だったのですが、平成27年に難病の患者に対する医療等に関する法律、難病法で指定難病というふうになっております。指定難病に指定されなかった国の脳疾患、スモンとか劇症肝炎とか膵炎とかプリオンと、県の単独の2疾患を含む6疾患だけは特定疾患という名前で受け付けしていますが、今は指定難病ということなので、多分これ、以前の特定疾患のもののことかなと思うと、指定難病に変えられたほうが良いと思います。

委員長： ありがとうございます。

今、7ページでございますけれども、⑤の難病（特定疾患）、この内容でございますけれども、難病を、今言われたとおり変更ですね。

委員： そうですね。難病（特定疾患）としているなら、難病（指定難病）じゃないのかなと。パーキンソン病とかSLEとか、そういったことを指しているなら、そちらのこと、単語を変えたほうが良いと思います。

委員長： これは一度、事務局の方で検討して、それから、策定業者の方も一度その辺の確認をしてください。平成27年改正だそうですので、その点を一度確認してください。お願いします。ありがとうございました。

そのほか、どうでしょうか。時間も結構迫っております。ないようでしたら、次に進めていきたいと思ひます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

議題2 計画の骨組みについて

目次構成（案）

国の方針

アンケート等から得られた課題

第4次豊明市障害者福祉計画の基本理念・基本目標 障害者福祉計画の施策体系

委員長： それでは、2の計画の骨組みについて議題といたします。
それでは、内容について、それぞれ説明をいただきたいと思います。
お願いします。

《 説明省略 》

委員長： ありがとうございました。
今後における、これは次の会議に向けての話ですけれども、計画の骨組みについてお話をいただきました。
資料3、資料4でございますけれども、この内容について、何か御質問、御意見ございましたらお願いをしたいと思います。お願いいたします。

委員： 資料4ですが、4番の障害のある子供への療育や支援の充実の(2)の小・中学校における特別支援療育の実施というところで、三つ目に通級指導教室の設置となっているのですが、この意味合いは、市の中の小・中学校の全部に適用を目指そうという意味合いがあるのであれば、今全部あります。左のところも同じ文言があり、平成30年度から令和5年度のところでは全校設置がないので、少し設置していこうという目標値だと思いますが、昨年度も全小・中学校11校全部通級指導教室はありますので、そこを文言的にふさわしくしていただけたらと思います。取組としては既に始まっていますので、お願いします。

委員長： ありがとうございます。
そこら辺はどうですか。

事務局： 見直していきます。

委員長： そうですね。もしそうであれば、この言葉はもうなくなると思うのですがいいですかね。

委員： やってみまして充実させていくことは大事なので、なくなるのとは違うかなと思います。通級指導教室がなくなるのはちょっと違います。

委員長： 設置という言葉がなくなると思いますので、その点について一遍検討だけお願いをいたします。ありがとうございました。
そのほかどうでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

委員： 資料4の令和6年度からの3の(4)に入っている精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築をということで、自分もどうしたらいいか分からないのですが、この大きな項目は、健やかに暮らせる保健事業の充実とありますが、地域包括ケアシステムそのものが、保健と医療だけではなく、住まい等全部を網羅しているような気がします。保健と医療の充実の中に落とし込んでいいのかどうか、自分の中では分からなくて、ここに入れるなら入れるで、どうしたらいいのかなというのは分からないのですが、少し違和感があります。

あと、同じ3の(1)の③の精神保健福祉の相談の実施と、今回新たに加わった(4)の②の精神障害者の相談支援の実施等とどう違うのかなというのがよく分からなかったです。載せる必要があって入っているのかなと思ったのですが、分かりにくかったので、何か項目の言葉を変えるとか必要かなと思いました。

委員長： ありがとうございます。今言われた3の(1)の③でいいですか？ ③と(4)の②ですね。

委員： 3の②と一緒にような、違うようなと感じました。

委員長： なるほど。分かりました。

委員： 今どうこう求めているわけじゃなくて。

委員長： 分かります。この内容を、一度言葉尻も併せて精査をお願いいたします。ありがとうございます。

そのほかどうでしょうか。よろしく申し上げます。

委員： 資料3の先ほどアンケートの結果を踏まえていろいろと、アンケートから得られた課題ということをもとめていただきました。これも今回のアンケートの集大成だと思うのですが、これを今後利用していろいろと策を練っていくということだと思います。

それで、時間がないので1つ、2つだけにしておきますけれども、資料2-1の、例えば今後一般就労を希望しますかというところの間28というのがあるのですが、一般就労を希望する方はその理由を教えてくださいということが書いてありますが、理由を書いていないですよね。理由が書いていなかったから書いていないのですよね、きっと。ということですね。16ページですが。

事務局： そうですね。

委員： そうですよ。

事務局： はい。そうです。

委員： それは、先ほどの資料3の課題のところの6の就労についてというところにも、一般就労を希望するが20.5%ということですが、この理由がよく分からないということだと思います。

もう一個は、問10の1、前の資料ですけれども、障害者福祉サービス全般への満足度、9ページにあるのですが、満足していない、あまり満足していない、いろいろありますが、この満足していない理由というのが、その次のページの、サービス事業所が足りない、あるいは利用時間を拡大してほしいというページが10ページにあります。そういう理由で満足していないと捉えていいのですかね。

事務局： これと必ずしもリンクはしていません。ですので、説明の中で連続しちゃったので、そういう印象を持たれてしまったかと思うのですが、これとこれは全く別です。

委員： そうですよ。そうだと思います。それで、本当に先ほども誰かが御質問されていて、身体障害者の方がこれを答えるときには、多分御本人が書かれてみえると思います。それと、知的障害者の方だと、恐らく親御さんじゃないのかなと、僕は勝手に思っています。それで、精神の方も、御本人かもしれないし、親御さんかもしれないと。ということは、間接的な世話をされている方が書くという場面が多いのですが、せっかくものすごくいい質問をしているので、こう答えた理由をできたら書いてくださいというところがほとんど書かれていないので、それが今後分かるとすごく僕はいいなと思います。一般就労を希望する人、20.5%は少ないですよ。ましてや、これを答えている若い人たちは20%か30%ぐらいですよ。その人たちが多分希望していると思うんだけど、その希望している理由というのは、これはものすごく大切なことで、例えば今のB型では賃金が安いからとか、労働時間が短いからとか、やりがいがないとか、いろいろあるでしょう、でも、そういう理由が、恐らく次のステップの一般就労につながっていくきっかけに、僕は非常に大きくなるのじゃないのかなという1つの課題として捉えていただけると、このアンケートの意味合いがものすごく膨れ上がってくるかなと勝手に思っています。

委員長： 今のお話、貴重な意見だと思っております。特に今回のこのアンケートについては、多分それは反映することができないというふうに思いますけれども、次回アンケートをつくる際のこれは参考にしてください。もうちょっと突っ込んで、突っ込んで要するにアンケートを取る。そうすると実態がもっと詳しく出てくるという今の御指摘でございますので、その点についてよろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

そのほかどうでしょうか。お願いいたします。

委員： 少し教えていただきたいのですが、資料3の4ページに国の方針が載っています。第5次障害者基本計画が載っていて、①のところに差別解消、権利擁護、虐待の防止とあって、豊明市の計画書の中では、例えば表紙裏とか大本のところに、国のこの計画、これが載るのですよね。そうであるならば、障害者権利条約のことは少し触れられているのでしょうか。国連の障害者権利条約に日本が批准してから、いろんな法律ができています。虐待防止法、差別解消法、総合支援法もそうです。それで、条約のほうが上位的な意味合いがあるものですから、大きく言うと日本国民は条約に基づいて行動しなきゃいけないよというところで、権利条約というのにも少しだけでも触れていただいて、この計画自体は市内の福祉事業者の方も目にして、それに数字達成できるように動かれると思いますので、特に一般の方はなかなかなじみが低いと思いますけど、そういった関係者の方には権利条約というのが基にあるんだよというの、御理解いただくというのいいのじゃないかなと思っております。

委員長： ただいいただいた意見、大変貴重だと思います。一番の元法が何か、元がどこに、この言葉をつくるどころの元が何だという御指摘でございますので、その点についても、今条約等、少し触れていただいて、一番冒頭に、そのところが必要かなというふうにも思いますので、意見をいただきましたので、その点についても検討をよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

そのほかどうでしょうか。ありがとうございます。

大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。これにつきましては、今後、今から作成をいたします第4次の豊明市障害者福祉計画、これは来年から始まりまして令和11年、6年間の計画でございます。第7期の豊明市障害福祉計画と、それから第3期豊明市障害児福祉計画、これは3年の見直しで3年間の計画となっております。こういった形を次年度からスタートした中でつくっていきたいというふうに思いますので、今日いただきました委員の皆さんの御意見を参考にしながら、素案のほう、作成を進めていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。11月の第3回策定・推進委員会で素案のほうを諮らせていただきますので、この段階で、素案を提出させていただいて、委員の方々に御検討をいただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

そのほかについて、御意見、御質問がございましたらお願いをしたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

特にないようでしたら、本日はこれをもって議事を終了させていただきますけれども、どうでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局、お返しします。よろしくどうぞお願いをいたします。

事務局： それでは、事務局のほうから2点、提案事項をさせていただきたいと思っております。まず、1点目ですけれども、今後のスケジュールと次回の会議日程についてです。

今後の策定スケジュールにつきましては、11月に素案をつくりまして、またこの委員会で諮らせていただきたいと思います。その後、12月に市の経営戦略会議に諮らせていただきます。その後、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施します。そして、3月に計画の最終案をまたこの委員会で諮らせていただいて、最終決定をしていくという流れになります。

次回、11月の策定委員会の日程につきましては、11月20日月曜日、2時からを予定しております。場所は豊明市役所新館1階の会議室4を予定しております。

2点目は、議事録の公開についてですが、今回の議事につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後、豊明市ホームページに公開いたしますので、よろしく願いいたします。

事務局： では、以上で豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会を終了いたします。
長時間にわたりありがとうございました。